

保存版

(令和7年9月発行)

【令和8年度入園の方へ】

※この冊子は、在園中お使いいただくため、大切に保存してください。

※最新版は、市HPにて掲載しています。下のQRコードからご確認ください。



子ども・子育て支援新制度における 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を ご利用の方へ



小牧市 こども未来部 幼児教育・保育課

電話：0568-76-1130

◇教育・保育給付認定（1号認定）について

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、幼稚園等の利用に際しては、教育標準時間認定を受けることが必要となります。教育標準時間認定は児童の保護者が居住する市町村において行い、幼稚園及び認定こども園の幼稚園部分に通う場合は、下表の「1号認定」を受ける必要があります。認定の申請は入園時又は、小牧市転入時に通園先の園にて手続きを行ってください。

◆教育・保育給付認定

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設等（＊）
1号認定	満3歳から就学前の子ども	幼稚園 認定こども園の幼稚園部分
2号認定	「保育を必要とする事由」（4頁【保育を必要とする事由（別表）】参照）に該当する満3歳から就学前の子ども	保育園 認定こども園の保育園部分
3号認定	「保育を必要とする事由」（4頁【保育を必要とする事由（別表）】参照）に該当する満3歳未満の子ども	保育園 認定こども園の保育園部分 小規模保育事業

*幼稚園…3歳から小学校入学前までの児童が、小学校以降の教育の基礎をつくるための教育を行う施設。新制度に移行している園と現行のまま継続する園があります。本紙でいう幼稚園は、新制度移行幼稚園を指します。

*保育園…保護者の就労などのため保育を必要とする児童を預かり、保育及び幼児教育を行う施設。

*認定こども園…幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち地域の子育て支援も行う施設。

*小規模保育事業…少人数単位で、0～2歳児の子どもを保育する施設。

◇申請について

① 1号認定(教育標準時間認定)に必要な書類

◆全員が必要な書類

◎令和8年度施設型給付費教育・保育給付認定申請書

◎申請書に記載の世帯全員のマイナンバーカード又はマイナンバー付き住民票

※マイナンバー付き住民票を持参の方は、申請書を提出に来る保護者の本人確認ができるもの(運転免許証など)もお持ちください。

◆保護者が養育している子等の中で、申請する児童の出生順位が3番目以降の場合

◎小牧市保育所等副食費利用者負担額の軽減適用申請書

◆市町村民税等の確認ができない場合(4~8月入園はR7.1.1時点、9~3月入園はR8.1.1時点、日本国内に住民票が無い方)

◎所得の申立書(1月1日に日本国内に住民票がなかった方)

◎給与支払証明書(1月1日に日本国内に住民票がなかったが、日本企業に勤めている方)

※1月1日に小牧市外の市町村に住んでいた場合、個人番号で税情報を取得します。

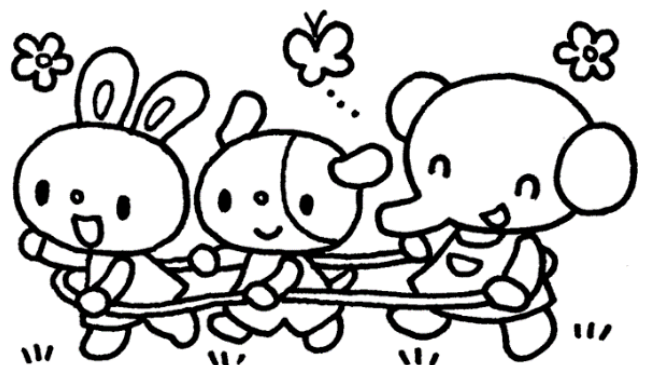
ただし、個人番号で税額が確認できない場合、転入前市町村の課税証明書を求めることがあります。

② 申請書類の配布・提出先について

4月からのご入園の場合、例年9月に書類配布が行われ、10月から申請の受付が始まります。定員に空きがある場合、途中入園の受付も行っていますので、各園へお問い合わせください。

申請書類の配布・提出先は、どちらとも各園になります。

※支給認定証及び利用決定通知書は後日発行します。



◇1号認定(教育標準時間認定)で預かり保育を利用希望の方

令和元年10月より幼稚園・認定こども園の保育料等を支援する幼児教育・保育の無償化事業を実施しています。無償化にあたっては、施設等利用給付認定を子どもの保護者が居住する市町村において受ける必要があります。以下の説明をよくお読みいただき、通園先の園にて手続きをしてください。

※保育認定と施設等利用給付認定の違いについては、
ホームページをご覧ください。



① 施設等利用給付認定の申請について

幼稚園及び認定こども園に通う方は、2頁の「1号認定(教育標準時間認定)」を受けているため、「施設等利用給付認定1号」を新たに受ける必要はありません。

下表の2号及び3号認定の要件に該当する場合のみ申請ができ、2・3号の認定を受けると、預かり保育の利用料が無償化の対象となります。

なお、必要書類がすべて揃って園が受け付けた日の翌月1日が『認定希望日(認定開始日)』となりますのでご注意ください。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設	支給に係る事業
1号認定 (満3歳入園～)	満3歳以上の就学前の子どもで、2号・3号認定以外のもの	未移行幼稚園 特別支援学校等	
2号認定 (年少～)	<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した就学前の子ども</u> で、4頁「保育を必要とする事由(別表)」に該当するもの	未移行幼稚園 <u>幼稚園</u> <u>認定こども園</u>	<u>預かり保育事業</u> 認可外保育施設
3号認定 (満3歳入園の年度のみ)	<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある就学前の子ども</u> で、4頁「保育を必要とする事由(別表)」に該当するもののうち、保護者及び同一世帯員が <u>市町村民税世帯非課税者</u> であるもの	特別支援学校 (満3歳入園児は3号、年少児から2号)	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業

◆申請に必要な書類

- 施設等利用給付認定(変更)申請書【水色】
 - 「保育を必要とする事由」を確認する書類(4頁参照)
 - 申請書に記載の世帯全員のマイナンバーカード又はマイナンバー付き住民票
- ※マイナンバー付き住民票を持参の方は、申請書を提出に来る保護者の本人確認ができるもの(運転免許証など)もお持ちください。

※施設等利用給付認定通知書は後日発行しますので、大切に保管してください。

◆保育を必要とする事由（別表）

認定要件	具体的内容	提出書類 (児童1人につき1枚必要)
就 労	月60時間以上労働をすることを <u>常態</u> としていること	◎就労証明書(職場の方が保護者記載欄より上を記入) ・直近3か月の実績が記入されているもの。実績が記入できない場合は、後日3か月分の給与明細書の写しを提出 ※内 職:内職の実態がわかるものを添付 ※自営業:確定申告書の写し(場合によっては開業届の写し及び収入が確認できる書類)
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合 (24週を迎えた翌月の1日から出産2か月後の月末まで)	◎親子健康手帳(母子手帳)の写し (発行日付のあるページ並びに分娩予定日の記載があるページの写し) ※妊娠24週に入る前までの方は、保育の必要性の証明として診断書が必要です。
疾病・障がい	医師が作成した診断書等により、保護者の疾病もしくは負傷が確認でき、保育が困難な状態にあること	◎診断書(市指定様式を使用してください) (3か月以内のもの、診断名だけでなく <u>保育の可否が確実に確認できるもの</u>) ※医療費受給者証、診察券、お薬手帳等は不可
親族等の 介護・看護	月60時間以上親族を介護・看護することを常態としていること	◎介護・看護に関する申立書(市指定様式を使用してください) (3か月以内のもの、診断名だけでなく介護が必要なことが確実に確認できるもの) ※医師に診断書欄を記入してもらう必要があります。 ※被介(看)護人が手帳もしくは介護保険被保険者証の交付を受けており、かつ市外に住んでいる場合は、その写しを添付してください。 ※医療費受給者証、診察券、お薬手帳等は不可
就 学	学校教育法に定める学校等へ月60時間以上就学することを常態としていること	◎在学証明書 ◎時間割表等(授業日数及び時間が分かるもの) ※職業能力開発促進法等に定める職業訓練施設への通所を含みます。
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること	※幼児教育・保育課にご相談ください。
求職活動	就労する意思があり、求職活動に専念していること	◎求職活動申立書 ※利用申請後に雇用が決定した場合は、すみやかに就労証明書を提出してください。 ※求職活動で認定を受けた場合は、認定日から2か月以内に就労証明書等の提出が必要となります。 提出がない場合は、認定が取り消しとなります。
育児休業中	育児休業を取得していること	◎就労証明書 上記就労要件欄と同じ ※育児休業期間中の3号認定の新規取得はできません。 (他の要件で3号認定をすでに取得している場合は、育児休業期間中も継続して3号認定を受けることができます。)

常態として就労先がなく、社会的ボランティア活動、教育・教養的活動、スポーツに類する活動、生計費に寄与しない行為は保育を必要とする事由に該当しません。

② 現況届について(2・3号のみ)

◆施設等利用給付認定の現況届

年に一度、施設等利用給付認定に係る現況の確認を行います。

提出書類：現況届

※父母両方の「保育を必要とする事由」を証明する書類の添付が必要です。

提出時期：令和8年7月(予定)

※時期が近くなりましたら園を通してご案内します。

③ 施設等利用費について

◆預かり保育料

対象費用：「450円×利用日数(上限11,300円/月)」と「実際の利用料」の
いずれか低い額

※夏休みなど長期休業期間も計算方法は同様です。

※おやつ代等利用料以外の費用は無償化の対象外です。

対象者：施設等利用給付認定の2・3号認定期間中、園の預かり保育を利用された方

支払時期・方法：年3回支払い・市から保護者の指定口座へ支払い

※時期が近くなりましたら園を通してご案内します。

※園が発行する「預かり保育の領収書・提供証明書」は請求の際に必要な
りますので必ず保管をお願いします。

市から保護者への支払いが完了した状態で、施設等利用給付認定2・3号の要件を満たさないことが分かった場合は、市へ対象外の期間の金額を払い戻していただく場合があります。

◇認定の内容変更について

- ◆1号認定(教育標準時間認定)及び施設等利用給付認定(2・3号)の内容に変更が生じた場合

各認定の内容に変更が生じた場合は、速やかに市役所、又は各園へご連絡いただき、書類の提出をお願いします。変更が発生したにも関わらず、申告をしなかった場合や、虚偽の申告をした場合、認定が取消となり幼児教育・保育の無償化を受けられなくなることがあります。なお、教育・保育給付1号認定を受け、加えて施設等利用給付2・3号の認定を受けている方は、認定ごとに変更届を提出する必要があります。

対象となる場合	変更内容	提出書類
市内で転居した場合	住所変更	○1号変更届 ●2・3号変更届
市外に転居した場合	認定の取消し	退園届 ※施設を退園しない場合も認定取り消しのため提出が必要です
結婚や離婚、同居や別居、きょうだいの出生等が発生した場合	世帯状況(世帯構成)	○1号変更届 ●2・3号変更届
預かり保育の無償化を希望する場合など	新規認定 (教育・保育給付認定1号 + 施設等利用給付認定2・3号)	※変更ではなく新規認定となりますので、3頁「①施設等利用給付認定の申請について」をご参照ください。
施設等利用給付2号・3号認定を受けたが、 <u>保育を必要とする事由を喪失</u> した場合(離職後再就職の意思がない等)	認定の取下げ	●2・3号変更届
保育を必要とする事由の変更	要件変更(2号→2号) ※就労→妊娠・出産や 妊娠・出産→育児休業等	●2・3号変更届 ●変更後の保育を必要とする事由を確認する書類(4頁参照)

○教育・保育給付認定事項変更届(1号認定内容変更:○1号変更届)

●施設等利用給付認定変更届(2・3号認定内容変更:●2・3号変更届)

*保育の必要な事由を確認する書類については4頁別表を参照してください。

*市外へ転出した場合、転出先の市町村で再度各認定を受ける必要があります。

必ず通園先の園へご相談ください。

- ◆教育・保育給付2号認定(小牧市内施設のみ)を希望する場合

(例:認定こども園の幼稚園部分から保育園部分への変更等)

市役所幼児教育・保育課へ申請等が必要になります。教育・保育給付1号認定や施設等利用給付2・3号認定の申請と、書類の提出方法・期限等が異なりますので詳細については、市ホームページをご覧ください。か、小牧市幼児教育・保育課(0568-76-1130)へお問い合わせください。



◇給食にかかる負担額について

令和元年10月からの無償化により、「保育料」は無償化の対象となりましたが、給食費や教材費、日用品費、行事費などの特定費用は無償化の対象外となっております。このうち給食費の金額及び徴収方法は、園により異なります。給食費の詳細については、各園にご確認ください。

※小牧市立第一幼稚園はお弁当のため、給食費の徴収はありません。

☆一部世帯には、給食費のうち副食費に対する負担軽減の措置があります。

◆対象となる場合（国基準）

- ・市民税所得割額*が世帯合計 77,101 円未満（世帯年収 360 万円未満相当）の場合
*調整控除後、税額控除適用前の額
- ・同一生計内で小学校3年生までの子どもを上から順に数え、3番目以降の子どもの場合

※市町村民税額の変更を行った際は、必ず幼児教育・保育課に申し出てください。

◆対象となる場合（市基準）

小牧市は市独自の取り組みとして、子どもを数える際の年齢制限を撤廃し、生計を一にする世帯の子どものうち、上から順に数え出生順位が3番目以降の子ども（市基準）の副食費を免除しています。

別途、「小牧市保育所等副食費利用者負担額の軽減適用申請書」の提出が必要になります。

◆副食費の支払いについて

国基準の対象者：園への支払い不要（市内・市外問わず）

市基準の第3子：市内の園へ通う方…園への支払い不要

市外の園へ通う方…一度園に支払い、後日市へ請求

※請求方法等は請求時期に園を通してご連絡します。

※主食費の支払いは別途必要です。

